

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年7月23日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社川徳

イ 株式会社エヌ・ピー・シー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 緑が丘ショッピングセンター 盛岡市緑が丘四丁目1番50号

(3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称

(4) 変更の年月日 平成29年5月1日

(5) 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の名称の変更のため

2 届出年月日 令和6年7月5日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所